~ 特集 ~

サマーシンポ「私たちの法整備支援 2011」

国際協力部教官 上坂和央

実施の背景1

法務総合研究所では、法整備支援活動を続けていくためには、若手の人材を育成することが重要であると考え、2009年度から、学生向けのシンポジウムを開催しています。

初年度は、2009 年 8 月に、シンポジウム「私たちの法整備支援~ともに考えよう!法の世界の国際協力」を開催しました。翌 2010 年には、名古屋大学が夏に実施しているサマースクールを実施しており、これと連携したシンポジウムを開催しました。このシンポジウムは、学生がサマースクールで学習した内容を糧として、その成果をシンポジウムで発表・議論するものです。それが 2010 年 9 月開催のパワーアップサマー2010「サマーシンポ 私たちの法整備支援 2010」でした。いずれのシンポジウムに関しても、多くの学生や関係諸機関の方々の参加を得て、参加者から積極的な評価をいただきました。



2011年シンポジウムの様子

2011 年度も同様にこの連携企画をパワーアッ

¹ 過去のシンポジウムについては、本誌第41号 (2009年12月号),第46号 (2011年3月号) に掲載している。

プサマー2011 と呼び、2011年9月2日(金)、「サマーシンポ 私たちの法整備支援 2011」を開催しました。より幅広い参加を得るため、本年度は、名古屋大学のほか、慶応大学、神戸大学のご協力も得て、開催することとなりました。

サマースクールの状況 (2011年8月8日~10日)

サマーシンポの実施に先立ち、2011年8月8日 (月)から10日(水)までの3日間、名古屋大学主催のサマースクールが名古屋大学において 実施されました(本稿末尾にパンフレットを添付 しています)。内容は、「アジアの法と社会への誘い」「法整備支援の理論」「法整備支援に携わるためのキャリアパス」「アジアの方と社会を学ぶためのフィールドワーク」「グローバル化するアジアと法の課題」「今後の課題」の6つのセッションであり、大学の枠を超えた約90人の学生の参加を得て、盛況に開催されました。

法務総合研究所では、サマースクール前から、シンポジウムでの課題(後述)を公表するとともに、課題に挑戦してシンポジウムで発表してくれる学生を募集したところ、名古屋大学から1チーム、慶応大学から3チームの合計4チームの応募がありました。そこで、この4チームの学生に研究発表を依頼し、本シンポジウム当日を迎えたのです。

「サマーシンポ 私たちの法整備支援 2011」 開催 状況(本稿末尾にプログラム添付)

(日時)

9月2日(金)午後1時~午後6時

(場所)

法務総合研究所国際協力部国際会議室 名古屋大学会場

慶応義塾大学会場

(テレビ会議システムにより接続)

(主催)

法務総合研究所

名古屋大学大学院法学研究科

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(C

ALE)

慶應義塾大学大学院法務研究科 神戸大学大学院国際協力研究科

独立行政法人日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム」 財団法人国際民商事法センター(ICCLC) (後援)

最高裁判所

日本弁護士連合会

国連アジア極東犯罪防止研究所

財団法人アジア刑政財団

独立行政法人国際協力機構(JICA)

(プログラム)

- 開会の辞
- ・サマースクール概要説明
- 課題説明
- ・研究発表 I (慶應義塾大学学生グループ:カンボジア担当)
- ・研究発表Ⅱ(慶應義塾大学学生グループ:ネパール担当)
- ・研究発表Ⅲ(名古屋大学学生グループ:ウズベキスタン担当)
- ・研究発表Ⅳ(慶應義塾大学学生グループ:東ティモール担当)
- ・コメンテーターによるコメント
- 総括質疑応答
- 修了証贈呈
- 総括
- ・閉会の辞

プログラムの実施状況について

【開会の辞】

(法務総合研究所国際協力部長山下輝年)

開会に当たり, 法務総合研究所国際協力部山下 輝年部長から開会の辞を述べました。その概要は, 次のとおりです。

「最初に、法律の世界では『正解はない』とい うことがよく言われますが、特に法整備支援の分 野では、歴史も短く本当に正解がないのです。こ のようなことを実感できるという意味でも貴重 な機会だと思います。2点目として、法を語ると いうのは、力の解決を目指すのではなく、手続に よる解決、法に基づく正しい理屈のついた解決を 目指すという意味で、そのまま平和に繋がるもの です。この世界で語っていくということ自体、平 和の証であると思っていただきたい。しかも、皆 さんが話す内容の説得力があるかどうかという ことで優劣を決めていくという関係にあります。 そこで揉まれるということは自分の可能性を高 めていくということになるのです。このような場 を有意義に使うようにお願いしたい。最後に3点 目として、日本は震災で大変な状況になりました が、世界各国、146 に上る国や地域から支援表明 があったと聞いています。国際協力部にも過去に 我々と関係した方々から数多くの安否を気遣う メールをいただき、また、義援金まで送ってくだ さった方々がいます。こういう状況を見ると国際 協力というのは、やはり人の心に訴えかけるもの があり、その反映だろうと思われるのです。 震災 当時,日本で略奪が起こらないことに対して,外 国から『日本はすごい』と賞賛を受けたニュース がありました。日本人は,『日本人はすごい』と 受け取りがちだが, 実際には日本国内にいる外国 人も略奪を起こしているわけではないのです。こ のような賞賛を受けたときには、『あなたの国の 人も同じ立場にあります』と言い, 互いに協力を する、そういう広い視野に立つことを願っていま す。」

【サマースクールの概要説明】

(名古屋経済大学非常勤講師中村真咲)

中村真咲先生は、サマースクールの準備・実施 及び一部講義を担当しており、サマースクールの 概要について説明がされました(サマースクール の概要については、前記のとおりです。)。

【課題説明】(法務総合研究所国際協力部)

学生の研究発表に先立ち、法務総合研究所国際協力部から、本シンポジウムにおける研究課題 (本稿末尾にも添付)及びその出題意図について、 次のとおり説明をいたしました。

「本シンポジウムにおける研究課題は、『これま での日本の法整備支援は一定の成果をあげてき ましたが、必ずしも全てが大成功を収めてきたわ けではありません。日本が過去に行った法整備支 援を振り返った時に、『もっといいやり方がある。 私ならこういう支援をする。』と思うことはない でしょうか。これまで日本が法整備支援をした国 を対象に、より良い法整備支援を企画し、それを 発表してください。』という内容である。出題意 図は、日本が本格的に法整備支援に取り組むよう になって 15 年以上が経過しており、次世代の法 整備支援を担う方々には、これまで日本が実際に 実施した具体的な支援の内容を調査し、検討する ことで, 先人の知恵や工夫, あるいは, 実際の支 援現場でどのような問題が生じ得るのかを知り、 可能であればその対策を検討してもらいたいと 考え,本課題を出題しました。」

課題説明の後、学生4チームによる研究発表が行われました。

本稿では誌面の都合上、学生チームの研究発表の概要とそれに対するコメンテーターの方々によるコメントの概要を中心にご紹介します。各学生チームの発表は、パワーポイントのスライドに基づいて実施されました(スライドは誌面の都合上、省略します。)。

【研究発表 I カンボジアチーム】

(慶應義塾大学学生高橋功・庵貴政・亀井優志・塩川円香・高橋佑季・戸田恵実・山内志穂)

慶應義塾大学学生7名のチーム (カンボジアチーム) は、JICA が2005年からカンボジア王立裁判官・検察官養成校 (RSJP) に対して支援している RSJP 民事教育改善プロジェクトを対象としたものです。



カンボジアチームの発表

カンボジアチームは、「カンボジアは、日本が 法整備支援プロジェクトを行う対象の中心国で あり、他国と比較して現時点で具体的な成果や課題点が豊富に報告されているため、プロジェクト によって現実に生じた事実を振り返ることで、具 体的提言が可能である。」という観点から、カン ボジアに焦点を当て、「法整備支援をするに当た って、法律を適切に運用できる人材がいなければ 対象国の自立的な運営という目的を達成し得な いという点に着目すべき」という問題意識から研 究発表の対象としました。

実際に行われた支援の調査・分析の結果としては、「民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務に関する教育が自立的に発展できるようになることを目標に2005年11月から開始され、現在までに、カリキュラムや模擬裁判用記録、民事訴訟手続のマニュアルなどが作成されるとともに、1期から5期まで合計290名の卒業生を輩出し、かつ、プロジェクトで選任された教官候補生が教官を補佐してカンボジア人の手による教育が行われ

るようになるなど、当初の状況を考えれば、非常 にすばらしい成果を生んだプロジェクト」と評価 しました。

その上で,カンボジアチームは,プロジェクト の改善点として

- ①学校運営に特化した人材の派遣
- ②学生に対する法曹の仕事の PR
- ③情報公開の拡充
- の3点を提言したのです。

具体的には, ①学校運営に特化した人材の派遣 について,「学校の人事や予算,事務などについ て効率よく行い, 円滑な学校運営をするには, 学 校運営の知識を持った専門家が不可欠であり,将 来 RSJP の規模を拡大し、より多くの法曹を輩出 するためには学校としての組織体制が必要であ る」という前提に立ちます。そして,「日本が派 遣した専門家の中には学校運営に特化した専門 家はいないため、学校運営に特化している人間を 日本から派遣することで、RSJP 内部での自立的 な学校運営の達成に近づくことができる。」と判 断します。その具体的対策として,「日本の文部 科学省中央教育審議会(初等中等教育分科会教育 行財政部会学校の組織運営に関する作業部会) に おいて決定された組織的学校運営を行うための 方針を参考にしつつ, カンボジアの現状に合った 学校運営とするため、日本の法曹養成学校である 法科大学院の職員等を派遣し, RSJP の現状を踏 まえた運営資料を作成していく。」「日本の法科大 学院の大学院規則を材料として、RSJP の運営に 取り入れていく。」「効率的運営を行うため、民間 のコンサルタントを派遣する。」といった検討結 果があげられました。



東京会場との意見交換

2点目の提言,②学生に対する法曹の仕事のP Rについては、「RSJP の限られた予算の中で質の 高い人材を輩出するためには、広報を通じて RSJPの入学試験受験者を増やす必要がある。」と いった問題意識に基づく提言です。具体的には、 「RSJP プロジェクト開始当初に、カンボジアの 学生, 主として都市中心部の高校生への法曹の仕 事内容についてのPRを積極的に行うべきでは なかったか。」という提案がされました。なお、 対象者を「都市中心部の高校生」に絞った理由に ついて,「高校は,進路選択を目前に控えた最終 段階で進路決定に必要な現実的判断を伴うこと が期待される。都市中心部の学生に絞った理由は, 農村部の学生より都市中心部の学生へPRを行 う方が効果を期待できると考えた。都市中心部で は高校においても職業決定をしていない学生が 全体の13パーセントも存在し、これは農村部の 約2倍に当たる。専門職を希望している学生も農 村部より都市中心部の方が多い。農村部より都市 中心部の方が高い効果が期待できる。加えて,都 市中心部の学生は経済的な余裕もある。以上の点 に着目し、学生へのPRをしていくには、まず、 都市中心部の高校生にPRするのがよいと考え た。行く行くは農村部の高校生へPRを図るにし ても,まずは財力もあり,進路も具体的に決まっ ていない高校生の多い都市中心部をターゲット に法曹の仕事をアピールすることで法曹職を希 望する母数を増やすことが期待できるのではな

いかと考えた。」との発表がされました。なお, この点については、後にコメンテーターの先生か ら、厳しい指摘を受けています。

提言の3点目である③情報公開の拡充について、「情報公開は、RSJPは司法の一翼を担う機関として社会的責任の一つである。」という問題意識から、RSJPに対し、市民への情報公開を求めるべきとの提言がなされたものです。具体的には、「RSJPのホームページの作成と RSJP 入試問題

「RSJP のホームページの作成と RSJP 入試問題 の過去問集の出版」が提案されました。「RSJPに はホームページがなく、市民が RSJP に気軽にア クセスできる環境が整備されていない。まずはホ ームページを開設し RSJP への門戸を開くことが 大切。次に、各国の支援状況も含めた RSJP 自体 の情報や RSJP の生徒がどのようなプロセスで入 学し,卒業した後どのような職についているのか ということについての統計的資料を公開するこ とが必要であると考えた。また,できる限りデー タを公開するという方針を確立させるためにも ホームページ上にメールフォーラムを設置して, 質問を受付け, それに対する回答をするような仕 組みを設置したい。」「入学試験の内容を知っても らうため、入試問題過去問集を作成・出版するこ とも提案する。本という形にすることで、学生が よりアクセスしやすくなり、また、実際の入学試 験問題を知ることで, 法曹を志す人にとって RSJP が具体的な進路として浮かび上がる。」「ホ ームページ作成や過去問集の出版は, 市民が RSJP, ひいては自国の司法に関心を持つ一つのき っかけともなると思う。」という内容でした。

そして、予想される効果については、「RSJP自身が経営などの現状を把握できるようになり、また、RSJPの公正性を保証することができる」という効果が生じると分析しました。

なお、情報公開に関する提言についても、後の コメントで若干の指摘がされています。

総括として、「3つの提言をしたが、いずれも RSJP の自立的運営のため必要な要素ではないか と考えた。」とし、発表自体に関して、「最後に、 提言を考える中で、実現可能性や優先順位などを 考慮し、一定の効果を生むプロジェクトを考える ことの難しさを痛感した。現在まで法整備支援に 携わった方々の努力は相当なものであろうとい うのが、発表を終えて思うところである。」とし て発表が締めくくられました。

【カンボジアチームへのコメント】

(神戸大学大学院国際協力研究科教授四本健二)

カンボジアチームの研究発表に関しては,四本 健二教授から,概要次のコメントがなされました。

- 形式面については、時間内にきちんと納まっていたし、プレゼンも非常に上手にされたと思う。
- ・全体的な内容については、支援の現場ではさまざまな課題があり、プロジェクトではそれに対応していかなければならない。しかし、提供できる資金もマンパワーも限定されている。当然ながら優先順位をつけていかなければならない。実現可能性も考慮した上で、どういった基準で今回発表した3つの内容が選ばれたのか、これが一番求められている仕事か、少し疑問を感じた。逆に言うと、ほかにどういったものが候補に上がり、落としてしまったのかというのを聞いてみたい。



コメンテーターの先生方

非常に多角的なアプローチとなっているが、 何か相乗効果を狙ったものなのか、つまり、

- 3つの内容の関連性というのが分かりにく かった。
- ・ 個別の内容について、学校経営に関してはお もしろいと思う。RSJP の開校当初に学校運 営の専門家が入って、学校の立ち上げを法律 の専門家以外の視点からやっておくことは 必要だったのではないかと考えている。他方、 コストを考えると専門家派遣という方法が 妥当であるかは、慎重に考える必要がある。 また、具体的な人材としてどのような人がい いのかという点があまり具体的に言及され ていなかったので、そのあたりも少し詰めた 議論があっても良かったように思う。
- ・ PRについては、そもそもカンボジアの法学教育や RSJP 入学者は、概ね王立経済法科大学か私立パンニャサストラ大学の法学部出身であり、数百人のマーケットなので、それ以上PRすることがそもそも必要かどうかという点は検討の余地がある。また、カンボジアにもホームページ立ち上げ等の技術はあるので、わざわざ日本から高いコストをかけて専門家を送る必要があるかという点は検討すべき点だと思う。
- ・情報公開については、カンボジア政府に情報 公開をしなければいけないという下地がな いので、やや突飛な印象を受けた。カウンタ ーパートの理解を得るのも非常に難しいの ではないか。また、報告の中で司法への信頼 が低いことを情報公開の理由として挙げて いた、果たして情報公開という方法で解決で きるのか、問題の所在は別で対策も別に考え ることが必要ではないかと思っている。
- ・ 全体についてとりまとめて2点。1つは、 RSJPを取り上げつつ、教育の内容・方法論の 改善という点を正面から取り上げなかった点 は少し物足りない印象がある。また、PRの 話で、都市中心部の富裕層に対象を絞って宣 伝するという戦略が打ち出されたが、きつい

言葉を使うと、ちょっと許し難い発言だと思っている。現在、カンボジアでは都市部と農村部との格差は、非常に大きくなり、広がりつつあって、深刻な問題となっている。やはりそれに対しての批判を前提すべきであって、将来それを助長するようなことをやるべきではないのではないかと思う。法整備支援は、法律家や専門家による知識集約型、あるいは、テクニカルな援助分野ではあるが、途上国に関わる以上、その国の貧困層や社会的に不利な地位に置かれている人々に対するまなざしは忘れるべきではないと思う。

【研究発表Ⅱ ネパールチーム】

(慶應義塾大学学生大津元·岩崎臣恭·橋本航·村上沙織·村越礼実)

二組目の研究発表は、慶應義塾大学学生5名のチームで、JICAが実施したネパールの小学校運営改善支援プロジェクトを対象とした研究発表でした。

ネパールチームは、「ネパールでは、不可触民であるダリットが差別されている。本来は憲法で平等が認められているので、このような差別はあってはならない。」という問題意識から、「教育、特に初等教育を通じて差別意識をなくすという目標で初等教育に着目し、ネパールに対する小学校運営改善支援プロジェクトを対象とした。」のです。



ネパールチームの発表

プロジェクトの概要について調査・評価した結

題があるので学校運営に関しても各地域のニー ズに合わせたものが望まれる。地域のニーズの把 握と, 主体性を持ったコミュニティーの形成を目 標として,住民参加による学校運営のための具体 的手段として学校運営委員会 (SMC) が設置され ている。この SMC はネパールの全ての公立小学 校に設置され,各学校の保護者を含む地域住民に よって組織されており、学校改善計画(SIP)を 作成し, それに基づいて学校運営する制度を導入 している。しかし、SMC のメンバーや校長など、 学校を運営する側の能力が不十分なため,この制 度が十分に機能していない。そこでこのプロジェ クトでは、学校運営改善のため、スクールセルフ アセスメントによる運営改善の支援がされた。」 「具体的には,地域住民に対して啓蒙活動を実施 し,学校運営における当事者意識を育成した。加 えて、住民に対し、SMC の住民参加の促進や、 SIP の作成実施への住民参加による SMC の学校 運営能力の向上をはかった。」と概説しました。 そして, 実際のプロジェクトの成果について, 「本 プロジェクトは,住民参加と自主性を持った学校 運営という面で十分な成果を残すことに成功し た。プロジェクト対象地域に置いて, SMC が作 成した SIP は地域住民の意見が反映されより良 いものとなった。加えて地域住民が学校運営に携 わることでコミュニティー内の学校運営に対す るオーナーシップも高まった。このプロジェクト は、地域住民の学校運営の参加の促進及び SMC 自体の能力向上,活性化に寄与したと言える。」 と評価しました。

果は、「ネパールでは、地域ごとにさまざまな問

他方で、問題点として、「地域住民の声を取り入れた学校運営、という本プロジェクトの第1目標が本当に達成されたのか疑問が残る。」としています。その理由について、「対象となった小学校90校のうち、43校において、不可触民であるダリットが SMC に参加できていないというデータから、ダリットの親が SMC に参加できないと

なると、ダリットの意見が反映されない学校運営 となり、ダリットの子供が通える環境ではなくな る、という悪循環に陥り、最終的に中退などの結 果になるおそれがある。」と分析しました。



ネパールチームの発表

ネパールチームは,この問題点に対して次のような提言をしたのです。

「まず、小学校運営改善プロジェクトにおける SMC の組織構成についての改善案 (SMC 登用改革)を提言する。また、このプロジェクトを改善するだけではダリットの意見を反映させる場を設けることはできても、ダリットたちへの差別を完全に解消することはできないので、SMC の組織構成についての改善案を主なプロジェクトとして、同時に農業に着目したプロジェクトを提案する。」

これは具体的には、1つ目の改善案である SMC 登用改革については、 従来の SMC の社会的弱者枠の制度の改革を提案 するものであり、従来 SMC ではメンバーのうち 2名を社会的弱者から選出する社会的弱者枠を 設けているが、うまく機能していない。そこで、 同じ条件であった 2名の枠を短期枠 1名と長期 枠1名とし、異なった機能を持たせることでダリットの参加を促進させる。どのような方法を採用 しても、メリット・デメリットは存在するが、デ メリット部分の補完のため、長期・短期の枠に分けて考えることとした。」としたものです。また、

2つ目の改善案であるサブプロジェクトについ て、「SMC 登用改革を補完するサブプロジェクト については、そもそも SMC は、小学校の運営を 改善するための組織であり, 小学校の補助的役割 を果たすにすぎない。外から差別の解消を狙うだ けでは不十分であり、教育の主体である小学校か らも差別是正に向けたプロジェクトが必要であ ると考えた。共同作業を重要視し、差別意識の固 まっていない幼少期に、カーストの異なる子ども たちが1つの目標に向かって共同作業を行うこ とで相互理解と仲間意識を形成することを目的 とした。ネパールで GDP の 33 パーセントを占め る重要産業の一つ、農業に焦点を当てることとし た。プロジェクトの概要としては、実習を行う時 期は農業の繁忙期,学校の全生徒をグループに分 けて農家へ教員同伴で派遣し、農家を指導者とし て農業実習を行うというものである。」などとし たのでした²。

最後に提言のまとめとして、「SMC の社会的弱 者枠制度を改革することにより、ダリットの声も 取り入れた学校運営を目指す。親の教育の必要性 への理解度を向上させ,子供の就学を阻害する最 大の要員となっている親の教育に対する不理解 を取り除く。そうすることで全ての子供に平等な 教育機会が確保されることになる。教育の機会を 確保してもカースト制に基づく根強い差別意識 は完全には解消できない。そこで、SMC の欠点 を改善するだけでなく、農業に着目したプロジェ クトを行い強い差別意識を抱いてはいないと考 えられる小学校低学年のときに一緒に学び共同 作業をすることで差別意識が解消されることを 目指す。これらの改善策によって、SMC 自体の能 力向上に加えて,差別意識の是正を図れるのでは ないかと考えた。」と述べて発表を終えたのです。 なお, ネパールチームの研究発表に対しては,

² 発表では、改善案に加え、プロジェクトの具体的な 整備方法についての検討もされましたが、若干詳細に わたるため割愛する。 質疑において、「法整備の支援に直接は関しないが、法整備支援という枠組みとの関係をどのように捉えるのか。」という質問が出されました。このチームは、「そもそもネパールでは様々な整備、法律以外の制度支援といったものを必要と考え、法整備支援の枠組みをもう少し広く捉えて、制度支援というようなものを行うことでネパールの問題を解決できないか、と考えた結果、このような発表とした。」と回答しています。

【ネパールチームへのコメント】

(慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授松尾弘)

松尾弘教授から,本発表に対するコメントをい ただきました。概要は次のとおりです。

ア 評価すべき点(3点)

1点目

カースト制度,しかもそこにおける差別意識と言う非常にインフォーマルな制度の改革問題に取り組んだという点は注目される。開発の阻害要因として指摘されている数々のインフォーマルな制度の中で、身分制度とか差別意識の問題は、非常に重く深刻で解決困難な問題であり、さまざまな派生的問題を生じさせる。それに対して何とかしなければならないのではないか、それを無視して法整備支援をしても効果が上がらないのではないか、という意識は評価したいと思う。

2点目

カースト制度の改革に向けて差別意識のレベルに着目して、人々の意識や規範意識といったものに着目して改善を考えるという点も注目される。 具体策として JICA の小学校運営改善プロジェクトに則り、そこに法整備支援の要素を加えるというスタンスについても、積極的に評価している。

3点目

改正教育法を通じて、小学校の SMC への社会 的・経済的弱者の保護者とか、地域住民の中から その SMC に任命した 2 名を編入する,これについて長期・短期枠に区分して参加公立の促進を図るといったアイデアに,形式的な法改革を通じた制度改革を行うという法整備支援の開発手法,法整備支援に特有な開発手法の一つのミクロレベルの原始的な展開を見出そうとしたと理解し,評価している。

イ 問題点(3点)

1点目

今回の発表課題が日本の従来の法整備支援の 特色と問題点を徹底的に洗い出してみようとい う趣旨なので, 従来のアプローチに対する分析評 価との関連付けをもっとやってもよかったと思 われる。本来、出題の趣旨からすれば、そこをや った上でネパールのカースト制度とか, 差別意識 の改善問題に取り組まなければ、 今の支援は生き てきませんというメッセージを発してもらえた らさらによかった。また、ネパールに対する日本 の支援方針の中で法整備支援がどのように位置 づけられているかということも参照してもらい たい。その中で、経済や政治、その他の支援分野 の連携について、JICA の支援を中心にどんな特 徴や問題点があるのかという点と絡めて提示す れば、この身分制の問題というのが浮かび上がっ てくるのではないかと思う。

2点目

身分制度に対して法整備支援としてどう向き 合うかという問題と、初等教育の問題を法整備支 援の課題としてどのように位置づけるか、法整備 支援がどのような解決策を提示できるかという ことについて、さらに詳細なプログラムないしプ ロジェクトの検討が必要と思う。教育問題の重要 性については、認識が一致していると思うが、そ もそもこれを法律的にどのようにアプローチで きるのかということについては、まだ手付かずの 大きな問題だと思う。法整備支援の優先順位とし て、教育分野をどう考えるかということは問題提 起として非常に重要だと思う。我々としては、法 制度,教育,経済,政治という開発の諸側面が緊密により合わされた糸のようだという単に比喩的に表現をするのを超えて,実際にどのように絡み合っているのかということを究明して行く必要があり,今後,そのような面から教育問題と法整備との関係を考えてみてはどうかと思われる。

3点目

補完プロジェクトとして農業支援を取り上げたが、おそらくこれが農業に対して一定のインパクトを持つためには、相当な時間を費やす必要があると思われる。年に何回か行って、農業体験でお手伝いをしたということの範囲をかなり超える問題であり、共同作業を通じて平等意識を内側から涵養することを狙う場合には、かなりの本格プログラムとして学校教育の過程に入れなければ行けないという問題点がある。この点についても、何らかの改善、提案をすべきと思う。



松尾先生からのコメント

【研究発表Ⅲ ウズベキスタンチーム】 (名古屋大学学生金井怜己・河島春菜・益田浩二・ ネマトフ=ジュラベック・ムハッマド=ラスロ フ)

名古屋大学学生チームから JICA が実施したウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトを対象とした研究発表がなされました。

発表の冒頭で研究発表の対象として本プロジェクトを選択した理由につき、「ウズベキスタン 倒産法注釈書作成プロジェクトは、プロジェクト 自体の規模が比較的大きいこと,ある程度の期間が既に経過しており中長期的視点からの検討が可能であること,支援に伴う困難や学ぶべき課題が存在する。そこで,このプロジェクトを発表対象として選択した。」と説明しました。

続いて、前提となるウズベキスタンの倒産法制度の紹介をした上で、プロジェクトの問題点として、「注釈書プロジェクトは、プロジェクト立案段階における事前調査の不足及びその調査結果を反映させ、効果的なプロジェクトを行うための協議・合意が不十分であったという2点に最大の問題があったと考えている。」との結論が示されました。

ウズベキスタンチームは、上記2点の問題点に ついて、次のような分析をし、改善案を示しまし た。

まず, 問題点の1つ目である事前調査の不足に ついては,「事前調査を行う上で,特に注意すべ き点として、①当該法制度の全体的構造、② 当 該法制度や関連法との間にある問題の発見と分 析, ③専門用語の定義の確認, ④被支援国の当該 法制度の改善に向けた取組み, ⑤調査を行う主体 としての調査メンバー,につき,特に注意を要す る。」とした上、「実際のプロジェクトでは、①の 当該法制度の全体的構造及び⑤の調査を行う主 体としての調査メンバーについては, 注意を払っ て行われていたが、他方、②の当該法制度や関連 法との間にある問題の発見と分析につき,他の法 律との齟齬や矛盾についての調査が不十分であ った。また、③の専門用語の定義の確認、につき、 ウズベキスタン側が想定している注釈書がどの ようなものであるかについての重要な調査を欠 いていた。」と分析をしました。その上で、改善 案として「プロジェクトの開始までの約1年半の 間に、先に述べた5つの留意点に注意しながら事 前調査を行うべきであった。そして, その調査結 果から,多くの問題を抱えた倒産法制度の状況下 で注釈書プロジェクトをしたとしても倒産法制

度が効果的に運用されるとは考えられないので、 注釈書のみではなく倒産法制度全体の改善も視 野に入れた支援を行うべきとの結論に達した。」 「具体的には、上位目標を制度上の問題の改善と 裁判官による解釈の統一と設定し、この目標を実 現するため注釈書の作成及び法律の一部改正を 行うべき」と提言しました。



ウズベキスタンチームの発表

また, 当初に提示した問題点の2つ目であるウ ズベキスタン側と日本側の協議・合意が不十分で あったとの点については,「注釈書プロジェクト では、そもそもウズベキスタン側と日本側の注釈 書に関する認識に齟齬があり、成果目標をあいま いにしていた点が最大の問題であった。そこで私 達は, 改正法・注釈書作成の内容として, 具体的 に何を目指すか, どのようなインパクトを期待す るか誰が関わるのか、どのような困難が伴うと予 想されるか、という点につき、ウズベキスタン側 の理念や前提を確認し、協議によって目指す注釈 書の理念を共有するだけではなく,これを上位目 標達成のためにより効果的になるよう, 日本が適 宜提案を行っていく。特にプロジェクトデザイン の段階では, ウズベキスタン側による継続的な取 組を明確にすることが必要だが, 注釈書プロジェ クトではこの点が明確ではなかった。」などの分 析をしました。そして、この分析に基づき、「私 たちのプロジェクトでは, 具体的に以下の点につ いてウズベキスタン側との合意を目指す。」「第1 点目は,注釈書とは何かということにつき,ウズベキスタンと具体的な注釈書の内容を共有する。日本が想定する注釈書の姿を示す方法として,ただ説明するだけではなく,例えば日本の注釈書を見せたり,実際に倒産法の一部注釈書を作って見せるなども考えられる。」「第2点目は,ウズベキスタン倒産制度の理解を促進するための裁判官・弁護士・管財人の育成をどのように行うのかという点及び倒産制度が改正された際,誰がどのような資金で注釈書を作りなおすのかという点を明確にすることを目指す。」「第3点は,カウンターパートのワーキンググループに様々な関係者を取り入れることを提案する。」との改善案の提言がなされました。

ウズベキスタンチームは、発表の最後に、「日本が行っている法整備支援の問題点を指摘したが、それでもウズベキスタン側からは、日本が行っている法整備支援を一般的に高く評価している。」「プロジェクトの評価は難しいが、後の法整備支援の教訓とするため、多くの人が評価に関わるべきではないかと思う。」と述べて発表を締めくくりました。

【ウズベキスタンチームへのコメント】 (名古屋大学法学部長・名古屋大学大学院法学研究 科長教授鮎京正訓)

このチームの研究発表に対し、鮎京正訓教授から概要次のようなコメントをいただきました。

・ 倒産法の注釈書作成プロジェクトがどのようなものであったのかということについて評価があいまいで分からなかったという印象がある。自分達であればこうするんだということが後半に出てくるが、やはり、実際に歴史の中で日本が行ってきたこのプロジェクトがどうなのかという評価をまとめる必要があると考えている。倒産法の注釈書作成プロジェクトについては、いくつかの文献や資料があり、その中には重要な論点が出され

ている。報告にもあったように、ウズベキスタンにおいては、法解釈というのはあくまで立法者の仕事であり、注釈書というようなものは本来的に必要ではないという態度が支配的であり、支援をする上でも困ったというようなことが重要な論点として書かれている。そうであるなら、皆さんの問題提起の中でもあったように、注釈書というのは一体何なのかというこの論点は非常に重要であって、ウズベキスタンにおける立法者と裁判官をめぐる問題について、今、ウズベキスタンではどういう変化があるのか、どのように変わっているのかということについて論じる必要があった。



鮎京先生からのコメント

- ・2番目の問題は、ウズベキスタンの倒産法の 注釈書についてはロシアのものの影響が非 常に強いといわれており、旧ソ連、あるいは ウズベキスタンと近い国の影響がこの分野 でどうだったのかという論点があるように 思う。
- ・3番目には、実際に日本が行ったこのコンメ ンタールがウズベキスタンの人達がどのよ うな受け止め方をしたのかというのを述べ ると意味のある議論になると思われる。

【研究発表Ⅳ 東ティモールチーム】 (慶應義塾大学学生猪鼻亮佑・高島悠介・西田千

晃・山川修平・渡部友里)

このチームは、研究発表の対象の選択にあたり、「東ティモールの統治機構がどんどん変わっていったことや、裁判をするものの、裁判官が外国人であること、1日1ドル以下で40パーセントの人が生活しているなど、当たり前が当たり前ではない世界の話を聞き、何かできないかと思った。また、21世紀初の独立国家として成立したものの、足りないものだらけなので、何から着手し、どうしていいか考えるには最適な国だと思った。」として、東ティモールを研究対象としたものです。



東ティモールチームの発表

研究発表の対象選択についての説明に続いて日本の東ティモールに対する支援の概要の説明を した後、研究発表をする上での視点について次の ような提示がされました。

「それぞれの支援内容を細かく調べていく過程で見えてくるものは何かを考えてみた結果,自立発展性を向上するために何が必要なのかということにつき,国家レベルと国民レベル,双方の支援が必要である。東ティモールのプロジェクトを見たとき,国民,国家レベル双方のバランスがあまり良くないという印象を受けた。自立発展性の向上を目指す支援に当たっては,国家レベルと国民レベルの両輪で回すということが重要であると考えた。」

東ティモールチームは、着目すべき分野として 「農業」を挙げました。その理由は、「1つ目は、 東ティモールの国民に法を守ろうという意識を 持ってもらうためには、まずその全段階として国 民の生活水準を上げる必要がある。まずは経済復 興をして、国民が最低限の生活を送ることができ てこそ、法に意識を向けてもらえる。農業は生活 水準を向上させるために必須と考える。」「2つ目 は、国の発展の順序として、農業から発展し、繊 維、工業等に発展するのが一般であり、法整備と いう支援に関わらず、発展途上国に対する全般的 な支援として、まず農業分野から着手することが その国の発展にとって大切なことである。」との ことでした。

なお、いわゆる法整備支援という範囲から若干 逸れることを自覚した上であえて発表したと説 明していました。

【東ティモールチームの研究発表へのコメント】 (法務総合研究所国際協力部教官森永太郎)

東ティモールチームの発表に対し,森永太郎教 官から,概要次のコメントがありました。

- 全体的な発表やプレゼンのやり方については、 なかなかよくできた発表であったと思う。
- ・ただし、ちょっと論理破綻していないか、という印象を受けた。なぜ農業を選んだかと言う説明で、要するに「衣食足りて礼節を知る」というか、法律をいじる場合ではなくまず国民のお腹を満たさなければいけない、と聞こえる提言がみられる。これは、東ティモールにおいては、法整備支援より食糧自給立を上げる方の優先度が明らかに高いのでそちらに集中しろと言っているように思える。そうだとすると、その後に農業支援も法整備支援だとすることは、矛盾しているのではないかという印象を受け、論理的には無理があるのかなという感じがした。
- ・ もちろん現状では、法整備支援がどこまでの 範囲のものを指しているか、はっきりボーダ ーラインが引けるというものではない。しか

しながら、それにしてもやはり何らかの規範の定立、あるいは制度とその運用がやはり核になることは間違いない。それをベースに考えると、農業振興がそれと全く接点を持たないということはないが、もし法整備支援の一環としてこの事業をやるなら、それなりにどういう形で法整備支援なのか、どこに絡んでくるのかということにつき、もう少し丁寧に論証していく必要があるのかと思う。



森永教官からのコメント

【修了証贈呈】

法務総合研究所国際協力部山下部長より,各チーム代表者に対し,修了証を贈呈いたしました。

【総括】(鮎京正訓教授)

最後のまとめとして次のようなメッセージが 送られました。

「一番言いたいことは、やはり法整備を行う上で最大の困難というのは何かということについて、改めて若い方々に認識していただきたいことである。何が最大の困難かというと、私達は日本人なので、ベトナムのこともウズベキスタンのことも東ティモールのこともカンボジアのこともなかなか分からない。つまり、現地のいろいろな状況やそれを生み出すに至った歴史、あるいは、現地で実際に支配している法とは何か、あるいは、国家制定法も含めてどういう法制度があるかということを知ることが非常に難しい。したがって、

法整備支援をする人はまさしくその部分で、例えば宗教の問題について聞かれればすぐに答えられる、といった知識をつけなければいけないし、あるいはカンボジアで裁判官・検察官の養成がどのように行われて、どのような人がなっているのかということも知っていなければならないと思う。その意味では、若い方々にはこれから非常に長い時間があるので、今申し上げた現地の状況や現地の法を知るということにぜひ命をかけていただきたいと思っている。そうすれば、法整備支援の方向性ややり方は、おのずと、とまでは言わないし知恵もいるが、今、申し上げたことが前提になってさまざまなアイデアが出てくるだろうと思っている。」

【閉会の辞】

(財団法人国際民商事法センター理事加納駿亮)

閉会にあたり,財団法人国際民商事法センター 加納駿亮理事から閉会の辞が述べられました。 概要は次のとおりです。



閉会の辞

「ちょうど、この建物(大阪会場である大阪中 之島合同庁舎)ができて今年 10 年となり、法務 総合研究所国際協力部が発足して 10 年というこ とである。そのようなときに、本シンポジウムを 開催し、アジアの発展や国際協力といった視点か ら皆さんのような若い方々が、内向きにこもらず、 広く世界を見て、日本が、個人個人が何ができる かを真剣に考え、議論し、お互い手を携えて協力

しようとしている,このようなことがようやくで きるようになったのか、と感じている。今日の発 表で各大学の皆さんから,大変新鮮ですばらしい 視点から、深い問題を取り上げていただいた。取 り上げた国の中には戦乱からようやく立ち直っ て民政を充実させていこうとしている国もある。 日本も戦後66年という中にあり、今年は大震災 等,大変な状況にある。しかしながら,66年間 戦争がない平和な国を築いてきて、日本が国際社 会の中で内向きにこもらず, 日本としての姿勢を 示して協力し合うということに取り組んで言っ ている姿を見せることが少しずつではあるがで きてきているのではないかと思っている。日本で は、少子化や経済力の低下などの問題が懸念され ているが、そうはいいつつも、皆さん方のような 若い,世界に目を向ける力が育っており,間もな

く皆さんが巣立っていくという感じを受けると, 非常にありがたく、また力強く感じる。

皆さん方を指導された先生方,会場の方々に深 く感謝を申し上げる。」

おわりに

各発表チームからは、本誌掲載にあわせて感想 文が寄せられました。本稿末尾に添付しましたの でご参照ください。

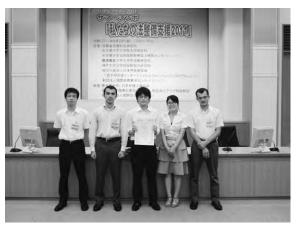
本シンポジウムは、台風接近という悪天候の中で開催することとなりましたが、各会場に多数の方にご参加いただき、熱心な議論をしていただきました。ご参加いただいた各関係者の方々に対してこの場を借りて深くお礼を申し上げます。



カンボジアチームの皆さん



ネパールチームの皆さん



ウズベキスタンチームの皆さん



東ティモールチームの皆さん

アップサマー 2011

の法と社会2011」

名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究 センター (CALE)、神戸大学大学院国際協力研究科、慶応 義塾大学大学院法務研究科、法務省法務総合研究所で は、次世代のアジア諸国法研究者や法整備支援の担い手を 育成するための連携企画「パワーアップサマー2011」の一 環として、サマースクール「アジアの法と社会2011 | を開講 致します

このサマースクールでは、アジアの法と社会を学ぶことの 意味、フィールドワークの方法論と研究史、法整備支援を めぐる理論動向、法曹実務家がアジア法整備支援に関わる ことの意義などについて、国内外の専門家を招聘して集中 講義を行い、参加者が基礎知識や研究方法論を習得すると ともに、次世代の若手研究者・実務家が出会い、ネットワー クを形成する場となることが期待されます。



②日 程 2011年8月8日(月)~10日(水)

名古屋大学大学院法学研究科 名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

◆対象 学部生、大学院生、社会人(学生の場合には、所属大学を問いません)

◆参加費 無 料

◆申込方法 申込書 (事務局のホームページからダウンロードできます) に必要事項を記入の上、事務局へe-mailかFAXにて送付して下さい

(日本学術振興会) 若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログ ◆主 催 ラム「国際的発信のできるアジア諸国法研究者・アジア法整備支援研究 者の育成プログラム

> (日本学術振興会)「頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣プロ グラム

「名古屋大学総長裁量経費(地域貢献事業)|

名古屋大学大学院法学研究科·法政国際教育協力研究センター (CALE) 法務省法務総合研究所

◆ 共 催 神戸大学大学院国際協力研究科 慶応義塾大学大学院法務研究科

財団法人 国際民商事法センター ◆ 後援 (予定) 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 日本弁護士連合会

■基調講演

鮎京正訓(名古屋大学大学院法学研究科長)

■法曹実務家とアジア 山下輝年(法務省法務総合研究所国際協力部長)

■日本の法システム

大屋雄裕(名古屋大学大学院法学研究科·准教授)

■アメリカにおけるアジア法研究(英語による講義) ベロニカ・テイラー(オーストラリア国立大学・教授)



■比較行政法学の基礎理論

市橋克哉(名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

■法整備支援の理論と実践

松尾 弘(慶応義塾大学大学院法務研究科·教授)

第3部 法整備支援に携わるためのキャリアパス

■職業としての法整備支援専門家 佐藤直史(JICA国際協力専門員、弁護士) 田邊正紀(元JICA長期専門家、弁護士)

■インドネシアの法と社会

島田 弦(名古屋大学大学院国際開発研究科·准教授)

■マレーシアの法と社会 **桑原尚子**(高知短期大学·教授)

■インドの法と社会

浅野宜之(大阪大谷大学人間社会学部·准教授)

■モンゴルの法と社会 中村真咲(名古屋経済大学·非常勤講師)

■アジアの人権

稲 正樹(国際基督教大学教養学部·教授)

■平和構築とアジア

四本健二(神戸大学大学院国際協力研究科·教授)

■国際経済法とアジア

水島朋則(名古屋大学法政国際教育協力研究センター・教授)



サマーシンポ 「私たちの法整備支援2011」

2011年9月2日(金) 午後1時から午後6時 程 法務省法務総合研究所国際協力部

大阪市福島区福島1丁目1-60 大阪中之島合同庁舎 (東京と名古屋にもテレビ会議の中継会場を設置)

サマースクールに出席した学生による研究結果の発表、 内 専門家との意見交換

サマースクール申込みの際に併せてお申し込みください。

このシンポジウムは、法務省法務総合研究所が、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教 育協力研究センター(CALE)、神戸大学大学院国際協力研究科、慶応義塾大学大学院法務研 究科等とともに、次世代の法整備支援の担い手を育成するため、サマースクール「アジアの法と 社会2011」の第2弾として開催するものです。

シンポジウムでは、サマースクール「アジアの法と社会2011」で学んだ学生による研究結果の 発表や、第一線で活躍中の研究者や専門家を交えた意見交換を予定しています。

是非、本シンポジウムにもご参加ください。

なお、本シンポジウムでは、名古屋(名古屋大学)、東京(慶應義塾大学)ともテレビ会議によ る中継を行いますので、これらの会場からも参加可能です。

多くの皆さんの参加をお待ちしています。

予 告

会

サマースクール「アジアの法と社会2011」事務局 名古屋大学法政国際教育協力研究センター内(担当:柴田・牧野)

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 電 話: **052-789-2325/4263** FAX: **052-789-4902** e-mail: cale-jimu@law.nagoya-uac.jp http://cale.law.nagoya-uac.jp/

バワーアップサマー 2011

罗

随途多の注整值支援2010

日 時: 2011年9月2日(金) 13:00~18:00

会 場: 【大阪会場】 法務省法務総合研究所国際協力部国際会議室

(大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎2階)

【東京会場】 慶應義塾大学(東京都港区三田2-15-45)

【名古屋会場】名古屋大学(名古屋市千種区不老町)

※各会場をテレビ会議システムにより中継

主 催 : 法務省法務総合研究所

名古屋大学大学院法学研究科

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)

慶應義塾大学大学院法務研究科

神戸大学大学院国際協力研究科

独立行政法人日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・

トレーニング・プログラム」(ITP)

財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

後 援 : 最高裁判所

日本弁護士連合会

国連アジア極東犯罪防止研修所

財団法人アジア刑政財団

独立行政法人国際協力機構(JICA)

〒553-0003 大阪市福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎4階

Technical Assistance in the

Tel: 06-4796-2153 E-mail: icdmoj@moj.go.jp

問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

プログラム

13:00~	■ 開会の辞 法務総合研究所国際協力部 部長 山下輝年	
13:05~	■ 概要説明 名古屋経済大学 非常勤講師 中村真咲	<u>.</u>
13:15~	■ 課題説明 法務総合研究所国際協力部 教官 上坂和央	1
13:20~	■ 研究発表	
	慶應義塾大学学生グループ(カンボジア担当)	
	高橋の功・庵、貴政・亀井優志・塩川円香・高橋佑季・戸田恵実・山内志穂	
14:00~	■ 研究発表	
	慶應義塾大学学生グループ(ネパール担当)	
	大津 元,岩崎臣恭,根岸佑樹,橋本 航,村上沙織,村越礼実	
14:40~	【休憩】	
14:55~	■ 研究発表 Ⅲ	
	名古屋大学学生グループ	
	金井怜己、河嶋春菜、小山夏生、益田浩志、ネマトフ・ジュラベック	
	ムハッマド・ラスロフ	
15:35~	■ 研究発表 IV	
	 慶應義塾大学学生グループ(東ティモール担当)	
	 猪鼻亮佑,高島悠介,西田千晃,山川修平,渡部友里	
16.15		
16:15~	【 休 憩 】	
16:30~	■ コメント・総括質疑応答	
	 コメンテーター:名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京正訓	
	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 松尾 弘	
	神戸大学大学院国際協力研究科 教授 四本健二 法務総合研究所国際協力部 教官 森永太郎	
	A	
17:30~	■ 修了証贈呈	
	法務総合研究所国際協力部 部長 山下輝年	i
17:40~	■総括	
17.40~	名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長 教授 鮎京正訓	l
17:50~	■ 閉会の辞	
1	財団法人国際民商事法センター 理事 加納駿亮	5

74

2011 年度サマーシンポ課題

【課題】

これまでの日本の法整備支援は一定の成果をあげてきましたが、必ずしも全てが大成 功を収めてきたわけではありません。日本が過去に行った法整備支援を振り返った時に、 「もっといいやり方がある。私ならこういう支援をする!」と思うことはないでしょうか。 これまで日本が法整備支援をした国を対象に、より良い法整備支援を企画し、それを発 表してください。

なお、企画に当たっては次のルールを守ってください。

- ・ 対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、 中国、モンゴル、東ティモール及びネパールのうち、いずれか1か国としてくだ さい。
- ・ 企画をする際に前提とする対象国の状況(法制度,社会情勢,その他の状況) については、想定する支援開始時のものにしてください。
- ・ 実際に行われた支援を分析し、改善すべき点などを指摘してください。
- ・ 支援の手法はプログラム方式でもプロジェクト方式でもその他の方式でも結構 です。
- ・ 日本が実際に行った支援の手法や内容を一部改善するものでも、全く別の新た な支援を企画するものでも構いません。

感想文 (カンボジアチーム)

今回カンボジアに対する具体的なプロジェクト案を検討するにあたり、『予算や人員の面から実現が可能か』『第一歩として着手すべきものは何か』といった基準で、RSJPの運営を向上させる効率的な運営を実現する提案をいたしました。その結果、発表に対するフィードバックで様々な意見をいただき、自分達の考えを伝えきれなかった点や、考慮の甘かった点など、今回のシンポジウムはたいへん学ぶべきことの多い場となりました。

特に都市部学生に対する PR 活動については、将来的に格差を助長するような支援をすることは、法整備支援という観点からは許しがたいというコメントをいただきました。私たちの考えは、カンボジア国内の教育機会平等を実現することを最終的な目標としたうえで、そのプロセスの1段階目としてまずは都市部学生から PR 活動を開始したらどうかというものでした。当日、うまく伝えきれていなかったと思いますので、決して格差を助長する意図で発表したものではない、という点はここに付言させていただきます。もっとも、コスト面等によりそのように考えたとしても、1段階目が都市部学生に限られてしまうことの妥当性はまた別問題です。その点については、シンポジウムを終えてからも班員の中で考えていく必要があると思います。

サマースクールから始まりシンポジウムの発表を終えたことで形式上一区切りついたようですが、いただいたコメントや新たに得た情報などから各々考えは変わっており、発表から1か月たった今でも、同じ問題について班員の中で議論をしています。その意味で、シンポジウムは終わりではなく、これを糧にして次に進んでいく通過点のように思います。考え、他の意見を取り入れ、そして再考する、その繰り返しが法整備支援を考えるに当たり不可欠であるように感じました。

以下、発表に際し、各班員の感じた反省点、感想

等について述べていきます。

今回のシンポジウムでカンボジアの法曹育成支援 (具体的にはRSJP)について発表させていただきま したが、その中で法整備支援の難しさを実感しまし た。私たちの法整備支援に対する提言が適切で効果 的なものであるという保証がありません。また、自 分たちが一方的に考えた提言がカンボジアの法制度 や文化に合っておらず、結果的に自分たちの考えを 一方的に押し付けることになってしまうのではない かなどとも思い、中々先に進みませんでした。それ でも、日本以外の国の法を調べて普段自分が学習し ている日本法とは別の視点を得ることができたため、 その点に関しては大変有意義な経験ができたなと思 います。

今回のパワーアップサマー2011 を通じて法に対する興味はさらに深まり、自分が今後法律関連の道に進む上で今回の経験は非常に強い後押しになってくれると思います(庵貴政)

私はパワーアップサマー2011 に今回参加させて 頂いたことで、専門家の先生方の講義を受けること ができ、研究発表の準備をするなど、普段の学生生 活を送っている中ではできない貴重な経験をしまし た。8月のサマースクールでは法整備支援について の基礎知識から実際に活動をされた方の貴重なお話 を聞くことができました。私は今年の4月に法整備 支援についての学習を始めたのでしたが、正直良く 分かっていない状況でした。しかし、3日間のサマ ースクールで専門家の方々のお話を聞く上で実際に どういう活動をしているのかということが分かり、 そもそも法整備支援とは何なのかということも少し 具体的に掴めた気がします。

9月のサマーシンポでは、たくさんの人の前で研究発表をしました。研究発表を終えた後で私は「相手

に伝えることの難しさ」を痛感しました。研究発表をするまでに法整備支援に関わりの無い資料を含む様々な資料に当たり、提言を作ったのですが、うまく提言を伝えることができず、コメントでは鋭い点を指摘されてしまいました。この経験を通して、私はもっと自分が伝えたいことを相手に100%伝えられるように努めないといけないと思いました。今回のパワーアップサマー2011を通して得た経験や反省点を今後の学習に反映できるように努力していきたいと思います。(集井優志)

私たちは、「カンボジアの法制度が適切に機能する こと」これを前提として発表に向けて議論を進めて 参りました。カンボジアにおいて、法が制定されて も運用できる人がいないと形骸化してしまうという 危機感から、裁判官と検察官を育成する学校である RSJP の組織的発展及び自立的運営に資すると考え たプレゼンテーションをさせていただきましたが、 その結果、シンポジウムの講評において厳しいご指 摘をいただきました。後で振り返ってみると、今回 の発表で足りなかったもの、それは「相手国の立場 に"なりきって""深く"考え、"実現可能な"支援 を行うこと」であったと思います。支援のカウンタ ーパートは法律や学校であっても、支援をした結果、 影響を受けるのはその国の人々です。ご指摘の通り、 より良いRSJPを目指す計画を具体化する前に、「本 当にこの計画がカンボジアで暮らす人々のためにな るのか」ということについて、根本から自分たちに 問い直す必要があったことは否めません。しかし、 その反省に気付けただけでもこの一か月、発表の準 備をしてきてよかったと実感しました。

学生時代に、一つの正解のない事柄に対して、こんなにも深く取り組むことは少ないように思います。シンポジウムに向けて準備をしていく中で、「法整備支援」という曖昧で正解のない分野の面白さのカケラが分かった気がしました。最後に、今回、このような機会を与えてくださった先生方、そして白熱し

た議論を交わし刺激的な体験をくれたグループの仲間に感謝の気持ちを申し上げたいと思います。本当に有難うございました。(塩川円香)

支援対象国にとって何が必要なのか、限られたコストの中でどこに優先度を置いて支援をするのか、といった点を考慮しながら発表の準備を進めましたが、日本にいて得られる情報は限られており、また得られた情報から当時の支援対象国に最も必要なことを判断し、そのための方策を練ることは容易ではありませんでした。また、プロジェクトを提案するにあたり必要な情報は既存の法制度に関するもののみならず、文化、宗教、慣習、規範意識など多岐にわたったことから、単に情報収集という点だけを見ても非常に難しいと思います。支援対象国に支援をするということは支援対象国をよく知るということに他ならず、法律の知識はもちろん、幅広い知識と経験が必要であると感じました。

さらに、私たちのグループという小規模の単位ですらプロジェクト案を形にすることは難しく、班での議論の中で数多くの葛藤・妥協があり、本音を言えずに進んでしまった部分が少なからずあったであろうと感じています。支援対象国の将来を左右するような責任ある現場でも似たような状況があると想像するに、より大きな決断を為さっているのだと思います。今回、文献から日本の法整備支援の歴史に触れるだけでなく、グループワーキングを通じてこのような体験ができたことは貴重でした。

最後に、この夏を通じて法整備支援に携わる方々の貴重なお話を聞くことが出来、また大学の垣根を越えて、同世代の人と議論できたことは有意義で、 充実した夏を過ごすことが出来たと思います。このような場を提供してくださった皆様方に感謝いたします。(高橋功)

今回のサマーシンポジウムを通して学んだことは たくさんあります。その中でも、大きく2点あげた いと思います。

1つ目は、今までなされてきた法整備支援がどれ だけ大変で素晴らしいものかということを再確認で きました。プレゼンテーションに向けて、私たちの 発表班はカンボジアの RSJP に重点をおいて調べま した。日本がカンボジアにおいて過去にしてきた歴 史は比較的長いといわれています。そして、その問 題点も多く挙げられると聞いていました。確かに、 一定の成果を果たしても、別の観点からみると問題 点はあげられます。また、その成果を果たすために やってきたことも、また別の問題点を生んでしまう こともあります。しかし、法典を一緒に作ってきた 裁判官の成長や RSJP での自立的運営へ向けての取 り組みを調べていくと、なるほどその成果が読み取 れました。今回は問題点を探すことに着目してしま い、その成果がどれだけ素晴らしいものかという点 を見落としてしまいがちでした。実際に、カンボジ アにとってカンボジア国民の方々にとってどれだけ 大きなものかは察することはできないかもしれませ んが、それらの成果は確実にカンボジアでの法の支 配にとっての1ステップになっているのだろうと思 います。

2つ目は、法整備支援に関わりたいという将来の ビジョンを具体的に描くきっかけとなりました。今 まで法整備支援をなさっていた人たちがどのような 活動をされていたのかを知ることで、自分も将来そ のような活動がしてみたいという意欲がわきました。 最後に、このような素晴らしい機会を与えて下さっ た皆様に本当に感謝しております。(高橋佑季)

シンポジウムに臨む前、開発法学を学び始めてまだ数か月程度でしたが、代表的な論文を読み意見を交わすことを通じて、法整備支援を行う上で特に心がけるべきことが2つあると感じました。必ず「相手国の立場になって考える」こと、そして「相手国の自立的発展を促進する体制を整える」という支援の最終的な目的を常に意識するということです。そ

こで今回の課題に取り組むにあたって、何か問題に 直面した際には必ずこの2点に立ち返り、決してぶ れてしまうことのないようにしようと心がけました。 しかし実際に始めてみると、意識しているつもりで いても、考え出した提案が相手国に対する配慮に欠 けたものになってしまうこともあり、法整備支援の 難しさを実感しました。まずその国の歴史、慣習、 制度、現在の経済状況等様々な情報を調べ尽くして 理解しなければ、本当の意味で相手国の立場になっ て考えることはなかなかできません。しかし、調査 不足のまま、「きっとこれが良いに違いない」と半ば 思い込みのような考え方をしてしまうこともあり、 その都度軌道修正をしていました。また、ドナー国 が支援を終えた後も自立的発展が可能となるような 支援方法を考えるには、予算や人材の面での実現可 能性をはじめ、現地でどのようにプロジェクトを進 めていくか、その結果どのような効果が期待される のかについて具体的な将来像を描く必要があります。 発表を終えた今振り返ると当然のことだと感じるの ですが、プロジェクトを考え出すのに必死だった当 時は、どこか欠けてしまうことが多々ありました。 実際にプロジェクトを考えるとなった時、広い視野 で冷静に取り組む姿勢が大切なのだなと強く感じて います。

こうした経験は、私たちが実際にプログラムを提案してみるという課題に取り組む機会を与えて頂いたからこそ、得ることができたものです。自分たちの力で挑戦してみて初めて実感できた法整備支援の難しさ、奥深さを糧に、今後も開発法学を学んでいきたいと思います。(戸田恵実)

今回のシンポジウムに際し、一つの国の法整備支援について具体的に検討するという事により、法整備支援の方針を検討する困難さ、座学での情報の限界について痛感する良い経験をさせていただきました。特に、法整備支援の方針の検討については、研究を進めるうちに徐々に対象国の文化、情勢といっ

た知識を得るに当たって、知識を得れば得るほど、 その方針のマイナス面や、実現不可能な点が浮き彫 りになり、先を見据えた法整備支援の構想を組み立 てる困難さを実感いたしました。

私達が本シンポジウムで注目したカンボジアの人 材支援プロジェクトである RSJP の方針を検討する に当たっても、例えば、プロジェクトの自律的運営 という最終目標を前に、何から優先的に手を付ける べきで、その時点で何が可能なのか?何が必要とさ れているのか?といった事が常に問題となり、この ような視点を持って議論し、研究していくことは非 常に刺激的なものとなりました。今回のシンポジウ ムで得たものを今後の研究に生かし、学んでいきた いと思います。 (山内志穂)

感想文 (ネパールチーム)

私たちは今回のシンポジウムにてネパールに対する法整備支援について発表を行ない、「この内容は法整備支援と言えるのか」という質問を頂きました。

確かに、今回の発表での内容は差別の是正を目的 に教育内容を改善するというもので、一見法整備支 援ではないとも思えます。

しかし、私たちは以下のような理由から、今回の 発表内容は法整備支援であると考えました。

ネパールでは、今でも身分差別が残っています。 しかし、本来は法律上で平等が謳われているため身 分差別は是正されなければなりません。

また、ネパールでは、2007年から暫定憲法について議会で議論されていますが、いまだに成立していません。その理由としてネパールの国民は法に興味がないという点が挙げられます。それならば、差別是正を図り、万人の意見の反映を容易にし、法に対する国民の関心を高めることができれば、差別の是正から平等な法を守ることにつながり、法への興味は憲法が成立する可能性を高めることになり、間接的にも法整備支援につながると思われます。

そして、そもそも憲法や民法のような抽象的な法 律の改正などの外側からのアプローチのみならず、 それと併せて、もっと国民に近い法律や制度の改正 を行うことで、法や平等に対する基本的な見方につ いてネパール国民の多くに影響を与えることができ、 内側からの改革を期待することができると思われま す。

そこで具体的な国民により近く重要である,教育 法をも改善することによって,差別意識の形成に対 して大きな影響を与える過程であると考えられる学 校という1つの現場から直接アプローチし,憲法の 平等という理念を実現するべきではないかと考えま した。 今回、私たちはこのプレゼンテーションを作成するにあたって、ネパールに詳しい学者からお話しを伺ってきました。その方からいつも言われていたことがあります・・「本当にこれがネパール人のためだと思っているの?」

私たちは誰も実際にネパールへ行ったことはなく、ネパールの情報は、インターネット・文献から得たものばかりでした。それに対し、その方は実際にネパールへ行って活動をしている経験があったため現地の人々たちの立場にたって私たちに意見をくれました。

「ネパールの国民の願いや想いなどは、実際に行かなければわからない。あなたたちがこの国のためと思っていることは、ネパール国民にとっても望ましいかはわからない。」

この方は、現地の人々の意識に注目していました。 それに比べて、私たちはネパール国全体に注目していました。今思えば、どちらが正しい・どちらが間違っているという問題ではないように思えます。私たちは法整備支援の視点に立って物事を考えており、あちらは違った視点から考えていただけであり、ネパールをよくしたいという最終目標は同じだからです。

ですが、専門家から法整備支援とは相手と対等の立場に立って考え、〇〇してあげるなど上から目線で考えることではないとの指摘がありました。たしかに、相手と対等の立場で考えるということは、頭では理解できますが、相手国の依頼があってから支援を始める以上どうしても「支援してあげる」という考えに至ってしまいます。この根本の考え方については毎回必ずぶつかる問題なので自分たちなりの答えを見つけていきたいと思います。

以下、班員の感想文となります。

1, 今回のシンポジウムは「法整備支援」とは何か,

延いては「法」とは何か、ということについて再考する良い機会となりました。とりわけ、法整備支援が始まって間もないネパール、東ティモールに対しての支援プロジェクトの提案から多くの発見があり、多くの刺激を受けることができました。

法整備支援が始まって間もない,もしくは法整備 支援がこれから行われようとしている国においては, しばしばそのプライオリティの置き方,つまりどう いった事柄から着手すべきか,ということが問題と なります。具体的な法制度の改革に着手するには, 安定した社会が形成されているとは言い難いネパー ル,東ティモールの両国に対しての支援プロジェク トの提案から,法整備支援,および法そのもの自体 の認識,定義付けが非常に難解であることを再認識 しました。

私自身は、ネパールに対しての支援プロジェクトを提案させていただきましたが、そのプロジェクトの中核となる要素は、教育制度の改革でした。というのも、どのような切り口からプロジェクトを提案するかを考えた際、いかなるアプローチを採っても、最終的に行き着くところが具体的な法制度ではなく、教育や農業、インフラ設備といったその他の要素でした。言ってしまえば、狭義の法整備支援からは漏れてしまうようなアプローチしか浮かび上がらなかったのです。

開発法学を顧みない法整備支援,つまり理論を無視した実践は無意味であり、しばしば失敗を招く可能性があります。それと同時に、被支援国が置かれた状況を無視した理論は、やはり机上の空論の域から抜け出すことができません。過去の失敗から学び、被支援国が置かれた状況を知り、開発法学から学ぶことが今後、日本がより良い法整備支援を行っていく上で不可欠な要素になると感じました。(岩崎臣恭)

2, 私は、大学へ入学して以来、社会人の先輩と交流する機会が圧倒的に増え、その方々から「海外に

目を向けろ。今の学生は内向きだ。」とご指摘を受けることが非常に多いと感じていました。

そして私も内向きの学生の1人であると感じ、そこで少しでも自分の勉強している法律を活かしつつ 海外へと視野を広げることができないかと考え、辿り着いたのが「法整備支援」という分野でした。

もともと差別問題について関心があった私は、今 回のシンポジウムでカースト制による差別が存在するネパールを対象国とすることで、意欲的に取り組 み、内向きから外向きへと自分の視野を広げること ができるのではないかという目的意識のもと、この シンポジウムに参加しました。

やはりヒンドゥー教の教義としてのカースト制は歴史的に見ても根強く、またネパール国民の間でもカースト意識が強いため、「ネパールの現地の人たちは何を本当に望んでいるのか」という視点で支援内容を考えることが非常に難しく感じると共に、考え応えのある課題となりました。

ただ、私はネパールという国は知っているものの、 国情についての知識はゼロでした。日本での研究者 が少ないため、文献も少なく、情報量が圧倒的に少 なかったため、社会学者であるネパールの専門家の 方の話を直接聞き、国の内部の状況をリアルな形で イメージすることができましたが、日本との文化や 考え方の差異が大きく、中々自分の中にある固定観 念を取り払うことができず、異なる文化や考え方を もつ他者を理解することの難しさを実感しました。

今回のシンポジウムでの発表を通じ、私たちが提言を行うにあたって支援相手国をより深く理解することが重要であったように、そもそも私が目的意識として掲げた対外的志向についても深く相手国を理解する必要があるということを痛感すると共に、このシンポジウムを有意義に過ごすことができ、参加してよかったと心から思いました。

最後に、今回このような有意義なシンポジウムを 開催してくださった ICD の方々、その他関係者各位 に深く感謝し、私の感想文とさせていただきます。 (大津元)

3,私は、今回のシンポジウムで法整備支援の奥行きの広さを垣間見ることができました。今回私たちが取り上げたネパール国の中でもそうでしたが、被支援国にはたくさんの解決すべき重大な問題、それを実現困難にする要因があります。それを法律・制度面だけで解決していくか、より深い支援でもって身近な部分に及んで解決するかなど、「法整備支援」は多様な切り口で論じていける深みある分野だと改めて感じました。

また発表を通しての反省として、日本語文献が少ないことや時間的な制約などから、相手国を細部まで知り尽くすということが不十分だった点があります。この点に関しては、文献にあたるだけでは限界があり、実際に現地に赴く中で気づくような部分もあるはずです。しかし支援を考える中で、宗教の実質的な内容や国民意識などの情報がいかに必要かつ重要かを考えさせられる場面が多々ありました。

シンポジウムに参加してみて、それぞれのグループの発表に対する専門家の方々のコメントが非常に身になりました。実務的な面など、いろいろな角度から法整備支援を捉えた意見をお聞きする中で、法整備支援の全体像がこれまで以上に明確に描くことができたように思います。さらに、考えを進める中で、法整備支援の範囲・ゴールなど新たな疑問点も見出すことができたので、これらの点を今後の開発法学の研究によって明らかにしていきたいと思います。(根岸 佑樹)

4,今回のシンポジウム・提携企画である名古屋にある CALE 主催のパワーアップサマー(以下,PUS)を通して、私は色々なことを考えさせられました。 4月から開発法学を松尾先生の下で学びはじめ、理論や実践について知り、法整備支援はこのように行われているとわかったつもりでした。ですが、PUSに参加し、愕然としました。PUSでは、アジアの法・ 理論・専門家の話・被支援国の話・今後の課題について話されましたが、どれを聞いても考えさせられ自分がいかに勉強不足かを痛感しました。PUSの後、自分が無知であったこと・法整備支援の現実は甘くないということを受け入れシンポジウムに臨もうと思いました。

当日のシンポジウムでも, カンボジア・ウズベキ スタン・東ティモールの班の発表を聞き、そして自 分たちもネパールの発表を行ない色々なことを学ば せていただきました。どのようにその国を支援して いこうかという様々な視点、その支援を行なうため の理論、それについての専門家による意見、どれも 感心するものばかりでした。私はネパールについて 発表を行ないましたが、やはり専門家から厳しい意 見をいただき、まだ自分たちの考え方は甘いと思い ました。それでもこのような機会に約一か月、様々 な文献を読み、本気で支援国について考えられたこ とは、自分にとって本当にためになりましたし、い い勉強になりました。次は、この場で学んだことを 無駄にせず、指摘していただいた点を参考に、考え たプログラムを放置せず、さらにいいものにしたい と僕は思います。

最後に、このような機会を設けていただいた法務 総合研究所国際協力部 (ICD) の皆様、そしてシン ポジウムの運営に携わった教授の皆様本当にありが とうございました。(橋本 航)

5,今回ネパールへの法整備支援についての提案を考えるにあたっては様々な困難にぶつかりました。中でも最大のものは、そもそもネパール国については日本語の資料が比較的少ないために、しばしば英語の資料を探して日本語に訳すことから始めなければならなかったことです。英文があればまだ良い方で、ネパール語の原文しか見当たらない資料などは、試行錯誤した末諦めるほかありませんでした。

しかし、そのように四苦八苦しながらネパール国 を調べていくうちに、日本人である自分の常識や先 入観は徹底的に覆されました。多民族国家であって 人々に国という概念が希薄であることや、隣の村ま で行くのに数日かかる村があること、また今回発表 させて頂いたカースト制度による差別についても、 調べれば調べるほど価値観の違いに驚かされました。 また、発表当日の質疑応答において、「その提案は 法整備支援と言えるのか」との意見を頂いたことは、 そもそも「法整備支援」とは何なのだろうかと考え 直すきっかけになりました。

以上のように、今回のシンポジウムは様々な困難 もありましたが、それ以上に大きな収穫のある貴重 な経験になりました。もし後輩ができたらシンポジ ウムへの参加をぜひ勧めたいと思います。どうもあ りがとうございました。(村上 沙織)

6,シンポジウムを終えて感じたのは何より悔しさでした。教育と法整備支援の関係性。ゼミ内の中間発表でも指摘されていたにも拘らず、発表の場でそれをうまく説明できず非常に歯がゆい思いをしました。またもう1点、外部者である私達がいかにしてネパール国民の立場にたって支援を考えられるか。私達は実際に現地を訪れたことがあるわけでもなく、ひたすら文献とインターネットの資料を漁ることや、専門家の方にお話しを伺うことしかできません。第三者を媒体とする限られた情報のみを頼りに支援を考えることは想像以上に困難な道程でした。名古屋大学で行われた Power Up Seminar でも多くの先生方がおっしゃっていたと思いますが、フィールドワークの重要性を認識した瞬間でした。

今回のシンポジウムではこのように今まで考えが 及ばなかった部分にも目がいくきっかけとなりました。このような貴重な経験を活かし、今後法整備支援についてより深く学んでいきたいと思います。お 世話になった皆様方、素敵なシンポジウムをありが とうございました。(村越礼実)

感想文 (ウズベキスタンチーム)

名古屋大学法学部3年 益田浩志

個人的に、サマーシンポジウムに参加できて良か ったと思えることがあります。それは、法整備支援 に対する今まで欠けていた新たな視点を得られたこ とです。当たり前のことのようですが、法整備支援 も人と人が関わる以上、窮極的には相互の信頼関係 が肝要であるということです。法を対象とした開発 分野である法整備支援も、支援国と被支援国、それ ぞれの人間が同じ問題に取り組み、そして力を合わ せて問題を解決する。そこには人間同士、互いの協 力が不可欠であり、特にトラブルが生じた際にそれ は当てはまるのではないかと思います。私たちは今 回の報告で、予期せぬトラブルの回避、プロジェク トの効果的実施の手段として、「事前調査」というキ ーワードを報告で展開しました。 つまり, 事前調査 を徹底的に行うことであらかじめ問題を洗い出すこ とができ、プロジェクト途中の予期せぬ問題を回避 し、また、それにより効果的な支援が期待できると いうものです。しかし実際には、問題となる事項を あらかじめ網羅的に調査し尽くすことはできません。 予期せぬ問題やトラブルというのは、いくら気を付 けていても起きる時は起きてしまうものです。した がって,問題に対する事前の対処が重要である一方, それだけでなく、問題が発生した際にいかに相手国 と協力してそれを乗り越えるかということも重要で す。問題解決には双方の協力が不可欠であり、その 基礎となるのが互いの信頼関係です。両者の間の信 頼関係が希薄では、支援も成功しない。当たり前の ようなことでしたが、私の中で抜けていた、ないし は、重要視していなかったことでした。これはサマ ーシンポを終えてあらためて気づけたことです。

支援の前提となるある程度の信頼関係、そして、 その上に相手国とさらなる信頼関係をどのように支 援を通じて作り上げていくか、私にとっての新たな 視点としてこれから深めていけたらと思います。 さいごに、今回サマーシンポジウムという貴重な 機会を私たちに与えてくださった多くの方々、そし て、まだまだ未熟な身である私をメンバーとして迎 え入れてくれた名古屋大学チームの皆様、あらため て深く感謝致します。本当にありがとうございまし た!!

名古屋大学法学部4年 河嶋 春菜

私たちは、サマーシンポジウムの課題に取り組む に当たり、2004年から実施された「ウズベキスタン 倒産法注釈書作成プロジェクト」を題材に選びまし た。倒産法注釈書作成プロジェクトは実施からある 程度時間がたっており、評価がしやすいのではない かと考え資料取集を始めました。すると、倒産法注 釈書作成プロジェクトでは、1. ウズベキスタン法 制度・法文化に対する理解が不足していたこと、2. それを理解していく過程で、ウズベキスタンとのコ ンセンサスが不十分であったことに問題があったの ではないかと評価するに至りました。とくに、社会 主義国では、法律を解釈するのは国会の役割であり、 裁判官はたとえ裁判のなかでも法律を解釈すること は適当でないという考え方があります。旧社会主義 国であるウズベキスタンでもそのような考え方が根 強く残っており、ウズベキスタン側が目指していた 「注釈書」の姿が、私たちが日本で使っている注釈 書とはかけ離れていたことがわかりました。倒産法 注釈書作成支援プロジェクトでは,この点を確認し, プロジェクト開始の段階で「目指す注釈書」の姿を 共有していなかったことがプロジェクトの途中でさ まざまな問題を生むことになったと考えました。

法整備支援をするうえで、受け入れ国の法文化や 歴史などの理解が不可欠であることは、サマーシン ポジウムに先行して行われたサマーセミナーでも学 んだことでした。しかし、実際に行われた法整備支 援のプロセスをたどることで、そのような理解なし には支援目標が達成されない事態にまで至りかねないことを、よりなまなましく感じました。

ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援について調べる過程では、プロジェクト評価書の内容にかかわらず、グループ内でさまざまな評価や意見がでました。これからも法整備支援を考えるときには、これまでの法整備支援の蓄積をたどり自分でそれらを評価していくことをしなければならないと思いました。

文末ではありますが、法整備支援を考え発表できる貴重な機会を与えてくださった法務省法務総合研究所国際協力部、名古屋大学法制国際教育協力センター等関係機関のみなさま、資料を快く提供してくださった先生方に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

名古屋大学法学研究科M2 金井 怜己

まず、最初に、去年に引き続き今年もサマーシン ポで報告する機会を与えていただき、主催である法 務省法務総合研究所国際協力部の皆様をはじめ関係 者の皆様に誠に感謝申し上げます。

さて、今年のサマーシンポは去年と形式が異なり、 日本がすでに行った法整備支援プロジェクトから一つを選び、それを評価・分析し、自分たちならどのような支援を行ったか、を報告する形式でした。(去年は架空の国に対してどう支援をおこなうかという課題及び形式。)そして、今年の名古屋大学チームは「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」について検討し、新たな提案を行いました。報告準備からシンポ終了までに様々な事を考え、思いましたが、その点については名古屋大学チームのみんなが書いてあるので、あえて書きません。私からは、裏話なり課題発表から報告までの過程であったり、くだけた部分を書いていきたいと思います。

やはり、我々がなぜウズベキスタンを選んだのか という疑問が出てくると思いますが、建前上はOD A大綱や国別支援計画など日本が支援の対象国とし て重要としているからというのと、同じアジアとい

えども、文化や慣習が全く違う国であるという点に 魅力を感じといった具合で説明しましたが,実際は, ウズベキスタン人の留学生が同じチームに居たから というのが大きな要因ですね。私個人としては、日 本が最初に法整備支援を行ったベトナムを対象とし てその中でどれか一つのプロジェクトを選ぼうかな と思っていたのですが(資料も多そうですし),ウズ ベキスタン留学生の方々の熱い気持ちにやられ(資 料が少ないけど) ウズベキスタンのプロジェクトを 選ぶことになりました。しかし、結果として見れば、 今まで国の位置しか知らなかったようなウズベキス タンについて理解が深まったり、支援を行う上で国 家体制から文化や慣習まで全く違う国への支援には どのような問題が生じうるのかというのがよくわか りました。特に今回の報告で私たちが何度も言いま したが、「言葉の定義・意味」の理解が何よりも重要 だと思いました。

また、この報告に向けての準備期間ですが、今年 の我々はとても短くて大変でした。

慶応大学チームは7月頃からすでに始めていたようですが、我々は1カ月遅れの8月中旬からでした。 名古屋大学で開催されるサマースクールが終わった後に人を集め、それから何をするか考えたので、1日当たりの仕事量というべきか、勉強量が多かったです。

他には、報告当日の反省ですが、報告の形式があまり良くなかったなと。30分と短い時間で、プロジェクト全容を報告するのはなかなか厳しいものですが、やり方次第では充分に行い得たのではないかと今頃思っています。しかし、資料の関係などから推測に成らざるを得ない部分も多くあるのでそれが良いのか悪いのかはなかなか判断がつかないところでした。

最後に、来年以降もずっとパワーアップサマーが 開催されることを信じて、これを興味本位にしろ、 偶然にしろ、兎も角、読まれた方は是非とも参加し ていただきたいと思います。よろしくお願い申し上 げます。

名古屋大学法学研究科D1

ムハッマド・ラスロフ

私は、「私たちの法整備支援2011」サマーシンポ に参加して、様々なことを学ぶことができました。 サマーシンポは、私にとって非常に有益であったと 思います。シンポの目的ややり方、取り上げられた 課題等、いろいろな点で、良い経験になりました。 シンポの目的について考えると、法整備支援による 被支援国の利益は、ある程度明らかであるが(法制 度が整い、きちんとした制度ができるなど)、支援国 の利益を考えるときに、それを一言で表すことは困 難です。最初に、ある国がある国に対して支援や協 力をすると、それは経済的な利益を目指して行われ ると思う人が多いかもしれませんが、実際に関わっ てみると、必ずしもそうでないことがわかります。 今回のシンポで、それが、日本がアジアの国々に対 して実施している法整備支援の目的に照らして、理 論的な観点からも、議論され、法整備支援の目的を 理解するにあたって、よい手段になったと思います。

法整備支援のやり方についても、いくつかの点で、 意見を述べたいと思います。まず、法整備支援に関 わる人材についてですが、学生まで及ぶ幅広い範囲 で、法整備支援の課題が議論されることが、得点だ と思います。私は、母国でも、日本側が行っている 法整備支援にかかわったことが、若干ありますが、 その参加は例外的であった。学生は、まだその専門 に関する十分な知識や基礎を持っていない、経験も ない等の理由から、それらの意見等が無視される場 合が多いです。もちろん、学生など、将来の担い手 になる若い人材の見解が法整備支援を実施している 者を拘束するわけでもないし、また、法整備支援な ど国の統治制度と関連する課題は、国対国、また、 政府対政府で行われるものであるが、日本では、こ れに関する学生たちの見解をも聞いてみることが特 殊な現象であると思いました。私の国では「知恵は

年齢ではなく、頭にある」ということわざがあります。学生であれ、優秀な専門家であれ、その考え方や思考力が、値するものであれば、目的の達成に良い貢献になることは明らかである。母国でも、これからの国の構築における若い世代の参加が広がるよう、期待しています。

サマーシンポで取り上げられた諸問題についてですが、その中で最も気に入った点は、「被支援国の自立性(Capacity Building)」であった。被支援国は、永遠に他の国々の支援を受け続けるわけでもないし、また、国を発達していく人材の育成という観点からも、この課題に関心が高かったです。これは、国民の国に対する愛国心やその発展に自分なりの貢献を与えたいという気持ちを身につけていくにつながると思います。

名古屋大学法学研究科博士課程2年生

ネマトフ・ジュラベック

「私たちの法整備支援」という法務省国際局が主催する、学生たちの発表会は大変有益な機会になりました。準備段階でもメンバーの皆さんと大変熱い議論があって、経験になりました。発表当日に関して、慶応のグループから法整備支援のとらえ方に関して多面的な発表をも興味深かった。

ただ、ある現象に関して結論を述べる前に相手方等様々な人々の意見を聞いたほうがいいと思いました。つまり、日本がやっている法整備支援を日本人だけではなく、支援受け入れ国の人々の意見も大変参考になると思います。その際、一番大事なのは、支援カウンタパートではなく、利害関係のない方の意見も必要であります。自分で自己を評価するのは、若干客観性が低くなるためです。だから、これからも日本が行う法整備支援であれ、その評価会であれ、第三者の意見等をも盛り込んだほうがいいと思います。そのような第三者の一例として、シンポに参加した学生及び留学生の皆さん、支援相手国のカウンタパートではない大学の先生及び研究者、弁護士等

の意見・評価を聞いたほうがいいです。もちろん, それを今後の法整備支援に盛り込んだほうがさらに いい支援のために必要不可欠なことだと考えます。

最後に、日本が行っている法整備支援は大変すば らしいことであり、心から感謝します。その法整備 支援は、もちろん日本国民のお金(税金)で出来上 がっていることも承知しています。だから、法整備 支援の担い手である専門家, カウンタパート, WG メンバーの皆様の責任感が改めて必要であることを 強調しておきたいです。国民のお金なので、担い手 の皆さんの自己利益や無責任な態度は許しがたいこ とであると思います。従って、これからの法整備支 援を行う際にも、自己利益及び自己遊楽のために作 業をやるのではなく、国民の信頼感のもとで国民の ためにより良い支援をやることがきわめて大事であ ると思います。これは、国内WG及び相手国の支援 カウンタパートにも関係することであると思います。 さて, 以上をもちまして, 今回2011年9月2日に 開催されたシンポの感想文とさせていただきたいで す。

感想文(東ティモールチーム)

<コメントに対する反省>

東ティモール班のコメントに対する反省は以下の 2つである。

1つ目は、聴き手によっては論理矛盾ととられる 部分があったということである。私たちとしては、 「法整備支援」の意味を広く捉え,広く国家運営に 関わる制度を整備することも法整備支援であると考 えて、「農業」に対するアプローチを提言として発表 した。この意識を班員全員で共有していたものの、 実際には東ティモールの人々に法遵守意識を定着さ せる「前段階」として農業が必要である旨の発表を してしまった。このことが聴者に、農業を「法整備 支援」として捉えるのか、それとも法遵守意識を浸 透させる「前段階」として必要なものとして捉える のか、で混乱を生じさせてしまい、結果的に論理矛 盾しているととられる可能性を招いた。この点、班 員で意識共有しており、事前に防げた部分であった ので、スライドの修正や言い方次第で対処できたも のと考えられる。

2つ目は、フォーカスを絞り切っての提言に終始 し、そこからの展開に欠けたということである。私 たちは提言の対象となる部分を、マナツト県灌漑稲 作プロジェクト→灌漑施設→水利組合といった具合 に絞っていき、最終的に水利組合における提言で終 わってしまった。つまり、フォーカスを絞り切って の提言に終始してしまったのである。だが、そこか らさらに一歩進んで、例えば水利組合で確立された 水利費徴収システムの体系が他の組織にも用いられ ていったら、国全体としてもっと良くなっていくの ではないかといったように、水利組合をもとにして、 提言としてさらに他の分野にまで広げられたのなら ば,発表としてより良かったとのコメントを頂いた。 この点に関しては、シンポのテーマが「これまでの 日本の法整備支援を振り返って、もっとこうすれば よかった、自分たちならこうするということを提言 としてまとめ、発表する」というもので、テーマに 忠実にいけば、そこまで踏み込む必要はないと思っ ていたため、当初から踏み込むことは頭にもなかっ たが、プレゼンの中で、日本の法整備支援の大目標 として「被支援国の自立発展性の向上」を述べてい たことを考慮すれば、指摘された部分にまで踏み込 んだ提言をするべきであったと考える。

以上,東ティモール班としては,上記2点をシンポのコメントに対する反省点として据えておく。

<シンポの感想>

今年の夏は「東ティモール」に捧げた夏だった。 7月の終わりから9月のシンポジウムまで、ほぼ毎日のように大学に集まっては、話し合いに話し合いを重ねた。11時に集まり、夜の19時頃まで議論をするのはさすがにつらく、昼食や夕食の時間がこれほどまでに待ち遠しいと思ったことはなかった。

議論においては資料が非常に少ないことに悩まされた。JICA図書館や国連大学の図書館に足を運んでみたが目新しい資料は見つからず、ネットサーフィングをしてみても、多くを見つけられたわけではなかった。

そういった状況の中,事実に先立ち論理構築をしてしまったことは否めなかった。一つの事実から,こうしたらいいのではないかと考えるものの,それを補強する事実が見つからず,何度も論理破綻してしまった。それが班に停滞感や重たい雰囲気をもたらしてしまったのは明らかだし,その犯人はまさに自分自身であったので,その点は猛省しなければならない。しかし,少しポジティブに考えてみれば,その堂々巡りが,逆に班にプラスに働いたのではないかとも思う。どこを論点にしようかとみんな資料を読み込んだし,その積み重ねがプレゼンを構成していく過程での多角的に考えられることに繋がったと思う。そして,それはひいては「東ティモール」

という国をよりよく知ることに繋がったのではないか。その意味で、あの堂々巡りは無駄ではなかったのではないかと、若干自己を正当化している感は否めないが、思う。

このように、この夏を振り返ってみると、改めていい経験ができたとつくづく思う。ゼミに夏を捧げた価値は十分にあったし、何というか、本当の意味での勉強ができたように思う。最後に法務省の方々をはじめ、シンポジウムに携わった方全員に感謝申し上げたい。本当にありがとうございました。(猪鼻亮佑)

私自身は2009年度に引き続き、2度目のシンポジウム参加であった。前回の反省を踏まえ、「シンポジウムを契機に、より実りのある経験を積む為には、何が必要か」という事に主眼を置き参加した。

具体的に、文献講読のみに終始せず、足を使って様々なモノに触れ合あおうと意識して取り組んだ。そしてそれらをシンポジウムでの発表に活かそうと試みた。8月頭には名古屋に赴き、サマースクールを通じ、専門家の見解や法整備支援を取り巻く状況を垣間見た。8月末にはラオスに赴き、現地プロジェクト見学を通じ、実務の難しさ、もどかしさを垣間見た。「必要な事、問題点」が浮き彫りになっているのにも関わらず、それを改善しようとする際のアプローチを取ることがいかに大変なのかを痛感できた。

発表に際しては、「圧倒的な資料不足」が大きな壁となった。自身の目指す方向性の裏付けとなる資料が何も見つからず、事実ベースでの提言が困難となっていた。そのため論理構築を綿密に行い、蓋然性の高い仮定を置き、そこから提言へと繋げる事を心掛けた。徹底的な議論を積み重ねる過程にて、一つの結論を導くことの難しさを体感した。実務家の苦労というものも疑似体験できたように思う。

今回のシンポジウムでは、2年前と比べ、段違いの 経験を積むことができた。次回以降参加される学生 にも、トコトン真正面から向き合って取り組む事で、 貴重な経験値を積む為の契機として欲しい。(高島悠 介)

今回はシンポジウムを通して、発表させていただ く機会を与えてくださり,ありがとうございました。 約2ヶ月間,東ティモールという国と向き合わせて いただき,今までになく自分と環境の違う人々の生 活や望みを真剣に考えることができたと思います。 国民の約半数が一日一ドル以下の生活をしている絶 対貧困状態にあること, 統治機構が何度も変わって いるため政府への信頼が薄く、法律が作られても国 民に浸透していかない問題など、どれも国民が安心 して暮らしていくためには国家として支援国と団結 して解決していかなければなりません。法整備とし て、私たちに何ができるのか。国民の状態を考えた とき, 明日の生活もままならない人に, 道徳的に国 家が決めたルールを守るよう促しても、実際に効果 はでないと思われました。まずは、国民一人ひとり が生活していけるように、経済復興と同時進行で法 意識を高める活動を行っていくことが一番であると 考え、国民の約90パーセントが従事している農業に 注目しました。その際、法整備とは何か常に悩みま したが、法律を制定することでなく、法を運用する 制度(仕組み)作りを支援することも私たちが今でき ることであると意見が一致しました。提言で述べま したように水利費徴収法の運用を確立し、水利組合 が現地の民衆によって金銭的にも自立的に運営され ていくことは、これから効率的に生産量を上げ、農 民の収入を増やしていくのと相互に不可欠です。シ ンポジウムで先生方からご指摘されたように改善点 はまだあると思うので、今後も引き続き取り組み、 形にしていければと思います。(西田千晃)

私は今回のICD主催のサマーシンポジウムに参加 し、本当にたくさんの事を学ぶことができたように 感じます。

まず、私たちのグループのプレゼンの準備や他グ

ループの発表をきく中で、法整備支援そのものについての理解が深まりました。シンポジウムを通して法整備支援とは一体何なのか、どこまでを法整備支援と指すのか、といった根本的な部分が特に今回のシンポジウムで浮かび上がった問題の一つではないかと私は感じました。現に私たちのグループも法整備支援の範囲について考え、法律の制定だけでなく、法がより効果的・効率的に運用されるための支援についてもそれに含むべきであるとしました。なぜなら法が制定されてもきちんと運用されていなければ、法が機能しているとは言えないからです。他グループの中にも同じ考えの人がいたかもしれません。

またグループ全員で本気で構成・内容について夏 休み返上でほぼ毎日話しあい、それを法務省の皆様 の目の前で発表する、ということは人生で初めての 事でした。私は普段人前で(それも役人の皆様方の 前で)発表することはあまりないので、本番ではと にかく緊張しました。恥ずかしながら、いかに口の 中をカラカラにさせない為に水を飲むか、と気をつ けていたことが実は一番印象に残っています。しか しこのような貴重な経験ができた、ということは自 分の人生の中でも本当に大きなものとなりそうです。

そして本シンポジウムでは、法整備支援について 学ぶ同年代の貴重な仲間と出会うことができました。 彼らは志が高く、話していて私たちの刺激になりま した。そんな彼らと法整備支援についてさらに切磋 琢磨して学んでいければいいなと思います。

最後に、本当にこのような機会を与えていただき ありがとうございます。今後も機会があればぜひサ マーシンポジウムに参加したいと考えています。(山 川修平)

私たちが法整備支援、開発法学という分野を知る ようになったのは、大学でゼミ活動を始めた今年初 めのことでした。慶應大学の法学部でこの分野を扱 っているゼミは私が所属しているゼミのみで、当初 はただ興味本位でやってみようと思っただけでした が, この分野を勉強できて本当によかったと今では 思います。

私たちは今回、東ティモールにおける法整備支援 について発表しました。東ティモールという国を選 んで一番大変だったことは、その資料の少なさです。 直接、法整備にかかわる資料がなかなか見つからず、 JICAや国連の図書館に赴いたりもしました。その中 で私たちは最初、東ティモールにおいて多くの課題 が見受けられる, 法律分野の人材育成に焦点を当て ました。しばらくはそれで準備を進めていたのです が、先生に助言を求めた際、「最初から人材育成に絞 るな、もっと広い視野で東ティモールという国を見 てみなさい」と言われました。そこで、私たちは日 本が行ってきた東ティモールに対するすべての支援 内容を調べ、その中から問題点を抽出していく作業 をしました。そして調べていく中で、法整備支援は なにも直接法律に関することだけではないのではな いかと考えるようになりました。

それから、毎日のようにみんなで大学の図書館に 集まり、8月中は夏休みという感じがしないほど、夢中になってみんなで取り組みました。私たちはそれ ぞれが考えていることを共有するということを第一 にして、発表に皆の意見が取り入れられるようにし ました。

発表当日はICDの方や教授がいらっしゃって緊張 しました。まだまだ未熟だなぁと感じる点はたくさ んありましたが、自分たちが描いた発表はできたと 思います。

今回の発表を通して、得たことが大きく3つあります。一つ目は、法整備支援に対する理解が格段に深まったことです。夏休み前までは、わりと抽象論的なことを学んできましたが、それを今回は具体化して考えることができました。私が一番心に残っているのは、法整備支援とは、"やってあげる"という姿勢ではだめだということです。発展途上国にだって文化があり、独自の感覚があること、支援が決して先進国による押しつけになってはならないこと。

発表案を練る際もそれを意識しました。また、支援 は理想だけでは成り立たないということも感じまし た。ある一つのプロジェクトを行うにしても多くの 問題が出てきます。そこの調整が支援の難しさだと 思いました。ここで得た感覚を後期の勉強にもつな げていきたいです。

二つ目は、プレゼンの技術が身についたことです。 私自身、今回のような場でプレゼンをするというの は初めてのことで、どうやったら聴いている人の興 味を引き、わかりやすく発表できるのかということ を考えるのは大変なものでした。幸い、私たちの班 には、プレゼン能力にたけている4年生の先輩がい て、その先輩から多くのことを学ぶことができまし た。発表当日も教授から論理破綻を指摘され、自分 が思っていることを人に伝えることの難しさを知り ました。今回得られたプレゼンの知識を今後活かし ていきたいと思います。

三つ目は、ゼミ員同士がより親密になれたことです。夏休み中毎日会っていれば仲良くなるのは当然ですが、夜遅くまで作業したあと、皆でごはんを食べに行ったりして、お互いの色々なことを知るよいきっかけとなりました。共通の目標に向かってみんなで力を合わせて頑張るってやっぱりいいことだなと思いました。慶應の他の2グループとも切磋琢磨できました。

私自身は、リーダーや先輩に頼ってしまった部分があり、もっと何かできたのではと思うところもありますが、でも今年の夏は今までの大学生活の夏休みの中で一番頑張ったと思える夏となりました。大変有意義な機会と時間を与えてくだり、感謝しています。ありがとうございました。(渡部友里)